

長建協発第553号
平成24年3月28日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

改正粉じん障害防止規則及び改正じん肺法施行規則にかかる
リーフレットについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、粉じん障害防止の更なる徹底を図るため、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令を平成24年4月1日より施行することとなりました。

つきましては、この度、その改正内容をまとめた別添リーフレットが同省において、作成されましたのでお知らせ申し上げます。